

「司法における生命倫理」

中村多美子（リブラ法律事務所）

科学技術のめざましい発達により、新しい科学技術を社会が受け入れる過程において、規範の定立のあり方が問われる場面が増加している。法律実務家として、直面する問題を大きく概括すると、(1)技術革新のスピードに規範定立が追いつけないために発生している問題、(2)高度に専門化した科学技術の正確な理解を欠くために発生している問題、(3)科学に原理的に存在する不確実性に法体系が対応しきれずに発生している問題などがあると思われる。今回は、これら3つの問題意識にかかわる司法的な紛争状況を概括した後、特に、(1)の技術革新のスピードに規範定立が追いつかずに紛争が発生している場面である、生命倫理にかかわる問題について取り上げたい。まずは、最近発表された日本学術会議による生殖医療に関する見解をふまえつつ、日弁連における生殖医療法立法、関連判例などの議論を紹介する。続いて、新しい科学技術に対応する規範定立に関与する現状を議論していきたい。

<発表者経歴>

大分市出身

平成元年 京都大学農学部食品工学科入学

平成2年 京都大学法学部転入学

平成7年 司法試験合格

平成8年 京都大学法学部卒業

同年最高裁判所司法研修所入所（50期）

平成10年 京都弁護士会登録

鴨川法律事務所入所

平成14年 大分県弁護士会登録変更

弁護士法人リブラ法律事務所設立

<所属学会活動など>

法とコンピュータのネットワーク（Lc-net）

情報ネットワーク法学会

日弁連家事法制委員会（事務局次長）

最高裁家庭局協議会日弁連委員

日弁連法務研究財団 離婚後の親権実態調査研究班

親権法制比較法研究班など